次世代育成支援対策推進法に基づく第６回行動計画

仕事と子育てを両立させることができる働きやすい環境をつくることにより、すべての職員がその能力を充分に発揮できるよう、次のとおり行動計画を策定する。

◇ 策定事業主　　社会福祉法人 大分県社会福祉事業団
◇ 策定日　　平成３１年３月１３日
◇ 計画期間　　平成３１年４月１日～平成３２年３月３１日（１年間）
◇ 計画内容

番号	目　　標	対　　策
1	〔子の看護休暇取得促進〕 １　子の看護休暇について、時間単位で取得できるよう制度化した内容について、職員への周知活動を行う。	〈時　期〉 平成３１年４月～ 〈内　容〉 １　平成３１年度 ・「子の看護休暇」制度について特段のチラシを作成、全職員へ配布し取得促進を図る。
2	〔所定外労働の削減のための措置〕 毎週水曜日を法人全体の「ノーザンデー」（残業をしない日）とし、周知を図るとともに、労働者の１年間の所定外労働時間を３６０時間以内とする。	〈時　期〉 平成３１年４月～ 〈内　容〉 周知・浸透させるため、各所属の職業家庭両立推進者である副所属長が積極的に呼びかける。 また、水曜日に業務上の関係で残業をした場合、一週間の内に残業をしない日を改めて決め、実行するよう呼びかける。
3	〔WLB の浸透・定着促進〕 管理職向けに、子育てを行う職員がキャリア形成を進めていくために必要な業務体制及び働き方の見直し等に関する研修を行い、各所属に浸透させる。	〈時　期〉 平成３１年４月～ 〈内　容〉 管理者に対し研修を実施し、職員全体に浸透・定着を図る。